

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第90回

中国の倒産法(4)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法(試行)」(以下「旧破産法」という)等の従来の倒産関連法規にかわり、2006年8月27日、「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という)が公布され、2007年6月1日から施行されている。新破産法は、その内容が現代的なものに近づいていることも相まって、外国企業をはじめ各界から今後の適切な運用が期待されている。破産手続の主な目的は配当を行うことにあるが、本テーマ4回目となる今回は、その前提となる債務者財産の確定及び管理について、管財人からのアプローチ及び所有者・債権者等からのアプローチという2つの側面から検討することにする。

1 債務者財産の確定・管理 ～管財人からのアプローチ～

Q1 外商投資企業A社は、取引先の中国企業B社が経営不振に陥り、破産の危機に瀕していることを知ったため、早期に売掛金の回収を図ろうと考えています。実際に当該売掛金が回収できたとすれば、その後、B社の破産申立が人民法院に受理された場合でも、当該売掛金回収が無効とされることはないでしょうか。

A1 売掛金の回収自体が無効とされることはありませんが、当該売掛金の回収が破産申立受理前6ヶ月以内に行われていた場合、B社の買掛金弁済行為が取り消され、その結果、A社が回収した売掛金相当額を管財人に取り戻される可能性があります。

破産申立受理後、管財人は、後の破産財産(破産宣告後における債務者財産)の換価・配当に向けて、債務者の従来の法律・財産関係を整理し、債務者財産を確定・管理していくことになる。この債務者財産の確定と適切な管理が破産手続において重要な部分となるが、債務者は破産申立の直前まで業務を行っていることが多いため、債務者財産が散逸してしまっていることが珍しくない。そこで、新破産法は、以下のように、債務者財産の範囲について原則を定めるとともに、本来債務者財産に含めるべき財産について管財人にその取り戻しを認める等、債務者財産を適切に整理・確定する

制度を規定している。

(1) 債務者財産の範囲

新破産法第30条は、「破産申立受理時に債務者に属する全部の財産及び申立受理後から破産手続終結までに債務者が取得した財産」が債務者財産となると規定している。

同条は、「既に担保物となっている財産は、破産財産に属しない」(旧破産法第28条第2項)としていた旧破産法とは異なり、担保権設定の有無により債務者財産となるか否かを区別していないため、担保権が設定されている財産であっても債務者財産に含まれるものと解される。

その結果、担保権が設定されている財産についても、管財人による適切な管理及び財産の無用な散逸・毀滅の回避が期待できる。

(2) 管財人による取消(否認)権と無効行為

破産申立受理前の一定の期間内に以下の行為が行われた場合、破産手続における債権者間の平等を害する可能性があるため、当該行為の取り消しを人民法院に求める権利が管財人に認められている(新破産法第31条及び第32条)。

① 破産申立受理前1年以内における債務者の財産に関わる以下の何れかの行為

- (i) 財産の無償譲渡
- (ii) 明らかに不合理な価格での取引
- (iii) 物的担保の無い債務への物的担保の提供
- (iv) 期限未到来の債務の繰り上げ弁済
- (v) 債権の放棄

② 破産申立受理前6ヶ月以内に、債務者に破産原因があつたにもかかわらず行われた個別の債権者に対する弁済(但し、同弁済が債務者の財産に利益を与える場合を除く)

また、以下の行為は、債権者の利益を明らかに害する悪質な行為であるため、無効事由として規定され、一律に最初から効力を生じないものとされている(新破産法第33条)。

- ③ 債務の返済を逃れるための財産の隠匿、移転
- ④ 架空債務の計上または偽りの債務の承認

従来は、上記①及び③の各行為について、人民法院が破産事件を受理する6ヶ月前から破産宣告日までの期間内に行われた場合、全て無効として扱われてきた(旧破産法第35条)。

しかし、①に規定する各行為は、一律に無効とすべき程悪質とは言えない場合もあるため、新破産法では、当該行為を無効として扱うのではなく、管財人に取消権を認めるにとどめ、代わりに、その対象期間を、上記の6ヶ月から破産申立受理前1年以内に拡大してバランスを図っている。

また、③の行為については悪質性の高い行為であるため、同じく悪質性の高い④の行為を新しく追加した上で、引き続き無効として扱っている。

更に、②(個別の弁済)については、これまでは何らの法的制限も課されていなかった。すなわち、個別の弁済は、旧破産法では制限されておらず、また契約法が規定する詐害行為取消権も債権放棄、無償譲渡または不合理な価格での譲渡をその対象とするのみであり(契約法第74条)、従来は債権回収に勤勉な者が保護されてきたと言える。

しかし、新破産法は、上記のように②の行為についても取り消しの対象になる旨明記しており、債権回収に勤勉な者よりも債権者全体の平等を重視する姿勢に変わってきている。

もともと、対象期間を破産申立受理前6ヶ月とすることにより、同1年以内としている①の無償譲渡等とは区別しており、その限度では未だ債権回収に勤勉な者が保護されている。従って、債権者としては債務者の信用状況を常に把握し、期限の利益喪失条項等を規定する等、早期の債権回収に備えておくことが望ましい。

(3) 管財人の取戻権

上記(2)①乃至④により、管財人が債務者による財産の移転行為を取り消し、または移転行為が無効とされた場合、当該財産は再び債務者財産として扱われ、管財人は、財産の移転を受けた者から当該財産を取戻すことができる(新破産法第34条)。

また、このように取り戻すべき財産のあることが破産手続中には判明しなかったが、破産手続終結後2年以内に判明した場合、債権者は、人民法院に追加配当を請求することができる(新破産法第123条第1項第1号)。

(4) 管財人による法定の取り戻し義務及び権利

管財人は、法律上債務者財産に属し債権者に分配することが適当であると考えられる以下の財産について、履行を要求し、または取り戻さなければならない(新破産法第35条及び第36条)。

① 債務者の出資者が未だ出資義務を完全に履行していない場合、当該出資者が引き受けた未履行分の出資(当該未履行分の出資の出資期限が到来しているか否かを問わず、履行を要求することが可能)

② 債務者の董事、監事、高級管理職員が職権を利用して企業から得た正常でない収入及び横領した企業の財産

また、管財人は、債務弁済または債権者の認める担保を提供することを条件に(当該質物、留置物の価値が被担保債権を下回る場合、当該弁済または担保の提供は、当該質物または留置物のその時点での市場価値を限度とする)、質物、留置物を取り戻すことができるとされている(新破産法第37条)。

2 債務者財産の確定・管理 ～財産所有者・債権者・担保権者からのアプローチ～

Q2 外商投資企業A社は、これまで中国企業B社と継続的に取引を行なってきましたが、B社が突然破産を申し立て受理されるに至りました。そこで、A社は、これまでの取引関係の中で互いに生じている売掛債権と買掛債務を同額で相殺しようと考えていますが、可能でしょうか。なお、売掛債権のうち弁済期が到来していないものもありますが、当該債権についても相殺することは可能でしょうか。

A2 A社は、原則として、売掛債権と買掛債務を同額で相殺することが可能です。もっとも、A社が、B社が期限の到来した債務を完済できないことまたは破産申立をしたことを知りながら、B社に対する売掛債権を取得し、または買掛債務を負担していた場合、破産申立前1年以内に発生した当該債権または当該債務の相殺は認められません。なお、売掛債権の弁済期が到来していなくても相殺することは可能です。

上記1で述べたように、本来債務者財産に含めるべき財産が散逸している可能性がある一方で、本来債務者財産に含めるべきではない第三者の財産が債務者財産の中に混入している可能性もある。また、平等の観点や法制度上債務者財産に含めるべきではない財産もある。そこで、新破産法は、以下のように、本来債務者財産に含めるべきではない財産の処理について規定し、債務者財産の適切な整理・確定を図っている。

(1) 財産所有者による取戻し(破産取戻権)

例えば、賃借している事務所・工場等、破産申立時に債務者が占有していても実際には債務者の財産ではないものが混入している場合が多くあるため、法は、「人民法院の破産申立受理後、債務者が占有する債務者に属しない財産について、当該財産の権利者は、管財人を通じて取り戻すことができる」(新破産法第38条)としている。財産の権利者による取戻しは、占有の前提となった契約に基づき債務者に未だ占有権限があるか否かに関わらず認められるものである。例えば、不動産の賃貸期間が契約上は満了していなくても当該不動産の取戻しが認められる(新破産法第38条但書)。

なお、新破産法第76条によれば、権利者が再建型倒産手続である更生手続の期間中に取戻しを要求する場合は、事前に約定した条件に合致しなければならないとされている。

また、売買契約の目的物についても、「人民法院の破産申立受理の時点で、売主が既に売買目的物を買主である債務者に発送したが、債務者がまだ受領しておらず、且つその代金を全額支払っていない場合、売主は運送途中の売買目的物を取り戻すことができる」(新破産法第39条)とされている。

同条は新破産法で新たに規定された条項であるが、中国の契約法では、原則として、売買契約の「目的物の所有権は目的物の引渡の時から移転する」(契約法第133条)としており、買主が売買目的物を受領していなければその所有権は買主には移転していないことから、新破産法でも代金が全額支払われていないとの条件を付した上で運送途中の目的物の取戻しを認めている。

また、ここで予定している売買は輸送を伴う異なる地域間における動産売買であり、登記が所有権移転の要件となっている不動産等の売買は含まれていないものと解される。

これに対し、管財人が売買目的物の代金を全額支払った場合、管財人は売主に対して当該目的物を引き渡すよう請求することができる(新破産法第39条但書)。

(2) 債権者からの相殺権

債務者が破産申立を行った場合、その債権者は、破産申立が受理される前に債務者に対して負担した債務について、管財人に相殺を主張することができる(新破産法第40条)。

そのため、債務者に債務を負担する債権者は、他の債権者に優先して自己の債権を回収することができることから、一見、債権者間の平等を害するようにも思われる。

しかし、自己の債権について全額配当を受けられないにもかかわらず、債務だけは全額弁済しなければならないというのは債権者にとってあまりに酷であり、また、相殺で簡便に処理することにより管財人の事務的及び費用的負担が減少すれば、その他の債権者の配当額が増える可能性もあるため、実質的には債権者間の平等を害するものではないと言える。

もっとも、以下の場合に債権者に相殺を認めることは、債権者間の平等を明らかに害するため、相殺してはならないとされている(新破産法第40条但書)。

- ① 債務者に対して債務を有する者が、破産申立の受理後に第三者から債務者に対する債権を取得した場合
- ② 債務者が期限の到来した債務を完済できないことまたは破産を申し立てたことを

債権者が知りながら、債務者に対して債務を負担した場合(但し、その債務が法律の規定による場合または破産申立の1年以上前に発生した原因による場合を除く)

③ 債務者が期限の到来した債務を完済できないことまたは破産を申し立てたことを、当該債務者に対して債務を有する者が知りながら、当該債務者に対する債権を取得した場合(但し、その債権が法律の規定による場合または破産申立の1年以上前に発生した原因による場合を除く)

なお、新破産法に基づく相殺は、契約法が規定する民事上の相殺(契約法第99条)とは異なり、自働債権(相殺の意思表示を行う当事者が意思表示の相手方に対して有する債権)と受働債権(相殺の意思表示を受ける当事者が意思表示を行う当事者に対して有する債権)の目的物の種類・質が同一でなくとも、また、自働債権の期限が到来していなくとも相殺することが可能であると解される。なぜなら、破産手続は目的物の種類・質を問うことなく債務者の資産関係の全てについて概括的に処理する手続であり、また、「期限未到来の債権は、破産申立が受理された時点で期限が到来したものとみなす」(新破産法第46条第1項)とされているからである。

(3) 担保権者の優先弁済権(別除権)

債務者財産の中に担保物権(抵当権、質権、留置権)が設定されている財産がある場合、担保権者は当該特定財産に対しては、破産手続とは別に、実体法上の担保権を基礎とする別除権が認められ、優先弁済権を有する(新破産法第109条)。

別除権は破産手続とは独立して行使されるため、配当手続で他の債権との優先関係が生じることはない(新破産法第113条)。また別除権の行使は破産手続開始後であれば破産宣告の前後を問わず認められるが、更生手続の期間中は暫定的に行使が中止されるものとされている(新破産法第75条第1項)。

別除権は特定財産に対する権利であることから、当該特定財産が消滅した場合または当該特定財産だけでは全額弁済するのに足りない場合、他の財産では代替されず、弁済を受けられなかった部分を一般債権として破産手続に参加することになる(新破産法第110条)。

更に、旧破産法下においては、担保物権が設定されている財産は破産財産に含まれないため(旧破産法第28条第2項及び第30条第1項)、物的担保が設定されている債権は、破産財産から弁済を受ける従業員の賃金や労働保険料といった労働債権等よりも優先的に弁済を受けることができる(旧破産法第32条第1項及び第37条第2項)のが法律上の原則であったが、実務上は、社会政策的観点等から労働債権等が優先的に支払われることが多かった。

この点、新破産法においては、このような実務を追認しており、同法公布日前に発生した労働債権等については物的担保が設定されている債権よりも優先して弁済を受け

る旨規定している(新破産法第132条)。そのため、逆に、同法公布日後に発生した労働債権等に対しては物的担保が設定されている債権が優先して弁済を受けることができるものと思われるが、明確にその旨規定されているわけではない。従って、今後、一定の社会政策的な配慮から、例えば、破産申立受理前60日以内等、一定期間以内の賃金についてはなお物的担保が設定されている債権よりも優先するといった旨の通知等が出される可能性は否定できない。

なお、別除権の行使に対し、管財人は、上記1(3)で述べたように、債務弁済または債権者の認める担保を提供することを条件に質物、留置物を取り戻すことが可能である(新破産法第37条)。